

改正後（案）

別表第1 有料公園施設

有料公園 施設名	区分		単位	金額		
野球場	一般	試合	1日	5,240円		
			半日	2,620円		
		練習	2時間	520円		
	学生・生徒及び児童	試合	1日	3,140円		
			半日	1,570円		
		練習	2時間	520円		
テニスコ ート	一般		1面につき1時間	420円		
	学生・生徒及び児童		1面につき1時間	200円		
	照明使用料		1面につき1時間	520円		
多目的広 場	アマ チュ アス ポー ツに 使用 する 場合	一般	／		半面金額	全面金額
			入場有料の場合	1日	6,480円	12,960円
				半日	3,240円	6,480円
			入場無料の場合	1日	2,160円	4,320円
	半日	1,080円		2,160円		
	学生・生徒及 び児童	入場有料の場合	1日	3,240円	6,480円	
			半日	1,620円	3,240円	
		入場無料の場合	1日	1,080円	2,160円	
			半日	540円	1,080円	
		個人	1人半日	100円	100円	
			個人	1人半日	50円	50円
	附属施設	放送設備	1日	2,160円	2,160円	
			半日	1,080円	1,080円	
アマチュアスポーツ 以外に使用する場合	入場有料の場合	1日	／	129,600円		
		入場無料の場合	／	43,200円		
バーベキ ュー広場	バーベキュー棟（1テーブルにつき）		3時間	510円		
	追加利用の場合		1時間	100円		

備考

- 1 1日とは午前9時から午後5時まで、半日とは午前9時から午後1時まで、又は午後1時から午後5時までをいう。
- 2 前項に規定する1日の単位に係る時間内以外の時間に指定管理者の承認を得て利用する場合の当該時間の利用料金は、1時間につき、この表の1日の単位に係る額の8分の1に相当する額とする。
- 3 前項の規定により算定した金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 4 利用時間が単位に満たない場合又は単位未満の端数がある場合は当該単位まで切り上げる。

- 5 利用時間を短縮した場合においても、利用料金は減額しない。
- 6 テニスコートを利用する者が、一般と同伴の生徒及び児童の場合は一般料金とする。
- 7 多目的広場の半面とは、ソフトボール、少年サッカーのコート1面をいう。
- 8 町内在住者の学生・生徒及び児童が多目的広場を個人で利用する場合は、無料とする。

別表第2 屋内多目的広場

区分		金額	備考
個人利用	半日	100円	暖房を使用する場合は、 左記の料金の20%増とする
	1日	200円	
専用利用(1 コート当 り)	半日	利用者数×100円(2,000円を上回らない 場合2,050円)	
	1日	利用者数×200円(4,000円を上回らない 場合4,110円)	
放送設備		1,020円	

備考 算定した金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

別表第3 総合体育館

(平24条例10・一部改正)

区分			利用時間区分による金額(円)						超過時間1時 間の金額 (円)
			9時から1 2時まで	9時から1 7時まで	9時から21 時まで	13時から17 時まで	13時から21 時まで	18時から21時 まで	
大アマチ ュアス リポー ーに使用 ナする場 合	大 会	有料	15,730	36,720	52,400	20,980	36,720	15,730	5,750
		無料	5,240	12,230	17,480	6,990	12,230	5,240	1,920
	練 習	10分 の1 面	420	970	1,380	550	970	420	150
		3分 の1 面	1,380	3,260	4,650	1,870	3,270	1,390	510
アマチ ュアス ポー ー以外の スポー ーに使用 する場 合	大 会	有料	104,910	244,790	349,710	139,880	244,790	104,910	38,460
		無料	15,730	36,720	52,450	20,980	36,720	15,730	5,750
スポー ー以外 に使用	練 習	有料	104,910	244,790	349,710	139,880	244,790	104,910	38,460
		無料	52,450	122,390	174,850	69,940	122,390	52,450	19,230

する場 合									
第1会議室		300	710	1,020	410	710	300	110	
第2会議室		200	480	680	270	480	200	70	
小アマチ ュアス リポー ーに使用 する場 合	大 会 練 習	有料 無料 3分 の1 面	2,770 920 300	6,480 2,160 710	9,250 3,080 1,020	3,700 1,230 410	6,480 2,160 710	2,770 920 300	1,010 330 110
アマチ ュアス ポー 以外の スポー ツに使用 する場合	大 会 練習	有料 無料	18,510 2,770	43,200 6,480	61,710 9,250	24,680 3,700	43,200 6,480	18,510 2,770	6,780 1,010
スポー ツ以外 に使用 する場合	有料 無料	18,510 9,250	43,200 21,600	61,710 30,850	24,680 12,340	43,200 21,600	18,510 9,250	6,780 3,390	
附 属 設 備	大アリ ーナ	1時間につき5,140円							
	小アリ ーナ	1時間につき1,130円							
その他	実費を勘案して指定管理者が町長の承認を得て定める額								

備考

- 「有料」とは大会、試合等において入場料、その他これらに類するものを徴収して入館させる場合又は商品等の購入の際、引き替えに頒布される招待券、その他これらに類するものにより入館させる場合をいう。
- 「無料」とは、「有料」以外のものをいう。
- 「超過時間」とは、利用時間区分以外の時間のうち、指定管理者の承認を得た時間をいう。
- 設備等の準備又は撤去のためそれぞれの施設を利用する場合の利用料金は、冷暖房設備の利用料金を除き、該当する利用料金の70パーセントに相当する額とし、準備又は撤去に利用できる時間は、8時から22時までとする。
- 利用時間1時間未満の端数は、1時間として計算する。
- 利用時間を短縮した場合においても、利用料金は減額しない。
- 算定した金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。